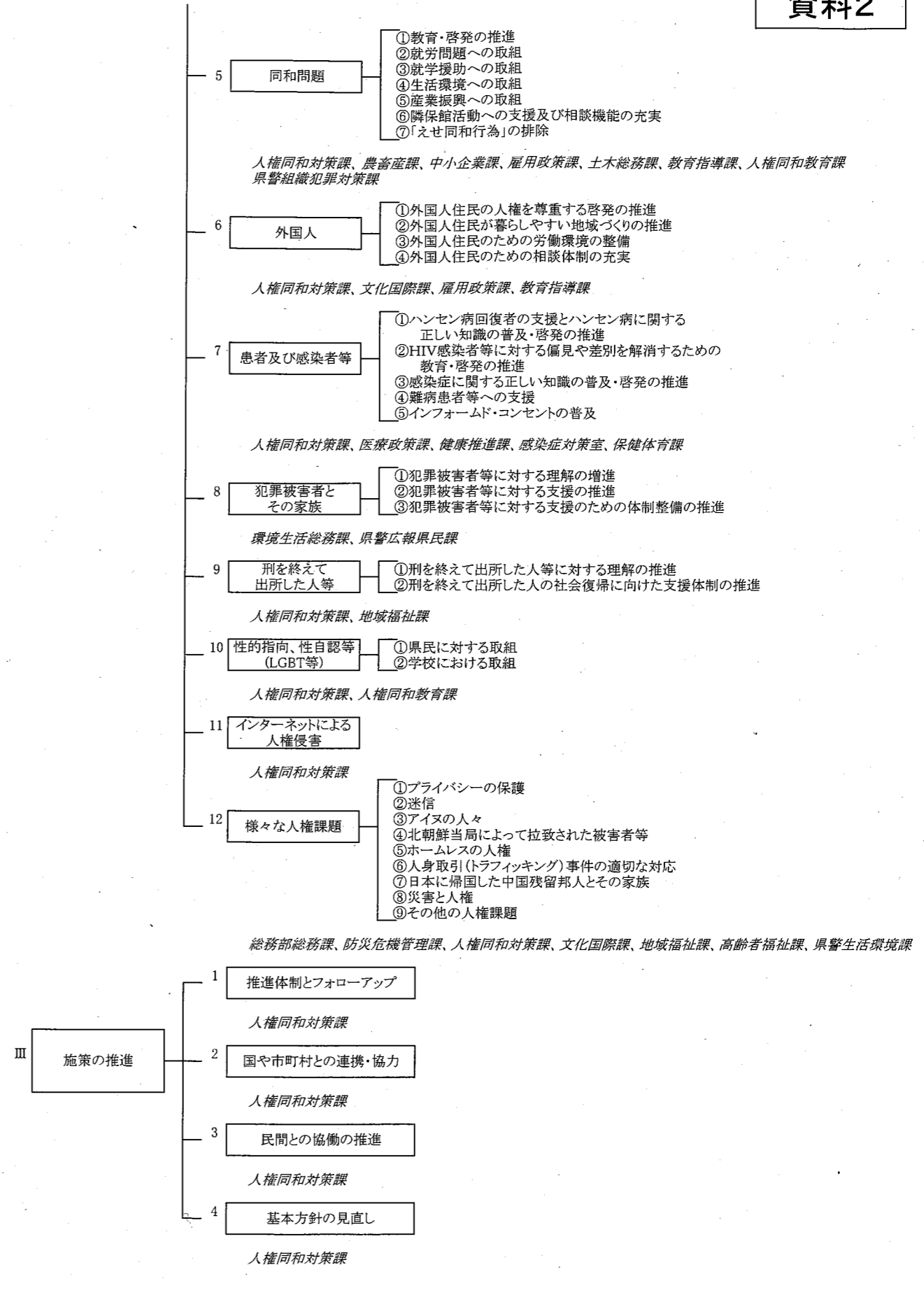
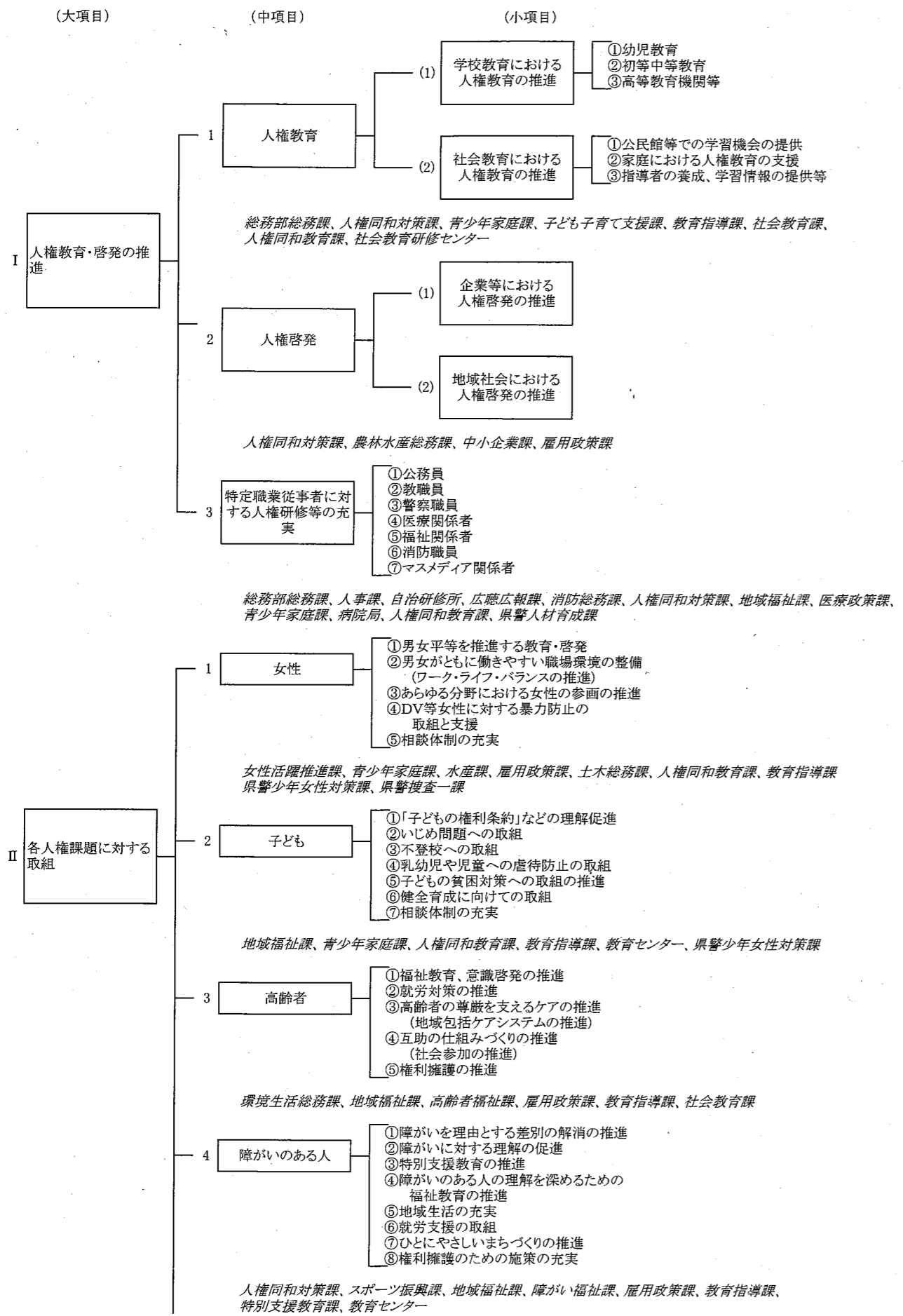


島根県人権施策推進基本方針の施策体系【第二次改定】  
及び事業実施機関(R3)

資料2



# 島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）

26ページ

## （2）施策の基本的方向

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念として、2018（平成30）年に策定した「島根県障がい者基本計画」に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者施策を推進していきます。

### ①障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」の趣旨・目的等について、幅広く県民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発を実施していきます。

また、障がいのある人に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

### ②障がいに対する理解の促進

広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人一人が障がいや障がいのある人について理解を深めることができるよう啓発を推進していきます。

また、「あいサポート運動<sup>21</sup>（\*）」を推進し、県民一人一人が障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組んでいきます。

### ③特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム<sup>22</sup>（\*）」の構築を図ります。

### ④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

義務教育学校・小学校・中学校・高等学校において、障がいのある子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障がいのある人等に対する理解を深めます。

#### 21 あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動。

#### 22 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組み。